

## 1 非行少年の分類と現状

少年法第 3 条により、非行少年は以下の 3 つに分類される:

**犯罪少年** 14 歳以上で犯罪を行った者

**触法少年** 14 歳未満で犯罪少年と同じ行為を行った者

**ぐ犯少年** 今後犯罪少年や触法少年になる可能性の高い者

近年、非行少年数は減少傾向にあるが、**多様化・低年齢化**が進んでいる。

表 1: 非行問題を理解する 3 つの危機

危機の種類	内容	対応の特徴
発達的危機	遍在性 思春期・青年期特有の 心理的不安定さ	予防・開発的対応
基本的危機	偏在性 精神障害や知的・発達 障害を伴う場合	医療的理解と対応
個人的危機	偏在性 困窮した経済状況、崩 壊した家庭環境での 生育	福祉的理解と対応



遍在性と偏在性を混同すると、過度な一般化が起こり、問題をより深刻化させる。

## 2 非行少年の 3 つの顕著な傾向

**悪い自己イメージ** 劣等感・疎外感・低い自己肯定感

**自己管理能力の低さ** 基本的生活習慣の欠如、金銭管理能力の不足

**コミュニケーション能力の低さ** ソーシャルスキルの欠如、衝動や攻撃性のコントロール困難

### 非行の悪化段階（ショウ・マッケイ、ベッカーの説）

1. 遊戯・最初の規則違反
2. 社会的規範との葛藤（喫煙・飲酒・深夜徘徊）
3. 非行行動の継続
4. 非行集団への忠誠と一体感
5. 組織的非行行動
6. 非行ギャング化とヒエラルキー上昇

### 3 ハーシの社会的絆理論（非行予防）

非行行動は社会的絆の 4 つの強さによって抑制される:

**愛着** 両親・教師・仲間との情緒的つながり

**投資** 教育や仕事への思い入れ・こだわり

**巻き込み** 日常的な集団活動・余暇活動への参加

**規範観念** 社会規範の受容と習慣化

現代の非行少年はこれらすべての要素が弱い傾向にある。

### 4 学校における 3 段階の援助

学校における対応は、N-of-1 に考える必要もある:

表 2: 非行問題を理解する 3 つの危機

援助レベル	対象	主な対応
1 次的援助	発達支持的 すべての子ども	規範意識の学習, 社会的絆の形成, 構成的グループエンカウント, ソーシャルスキン・トレーニング
2 次的援助	課題未然防止・早期 発見 配慮を要する子ども	個別対応の継続, 専門機関との連携, 呼び出し面接（丁寧語で淡々と）
3 次的援助	困難課題対応 犯罪を犯した少年	警察・家庭裁判所・児童相談所等の専門機関による処遇

【質問】

1. 最近の自己管理能力は、どうやって鍛えていますか。
2. 社会的絆は、デジタル空間でも成立すると思いますか。
3. 規範意識は、文化によって変わるものだと思いますか。